

出願意匠「ビールピッチャー」拒絶審決取消請求事件：知財高裁平成20(行ケ)10251・平成20年12月25日(3部)判決 認容・審決取消〔特許ニュース 12449〕

【キーワード】

部分意匠，類否判断，意匠の創作，特徴的部分，美感，公知意匠

【事 実】

1 特許庁における手続の経緯

原告S社らは，意匠に係る物品を「ビールピッチャー」とし，「その部分」について，平成18年7月19日，意匠登録出願（以下「本件意匠登録出願」という。）をしたが，平成19年1月12日付けの拒絶理由通知を受け，同年7月19日付けの拒絶査定を受けた。これに対し，原告は，同年8月29日，審判請求（不服2007-23689号事件）をし，同年11月8日付け及び平成20年3月4日付けの手續補正書を提出したが，特許庁は，同年5月13日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決をした。

2 審決が認定した本願意匠の態様

審決が認定した本件意匠登録出願に係る意匠登録を受けようとする「部分」は，別紙図面第1（審決書写し中の別紙図面第1と同じ。）の実線部分であり，内容器と外容器からなる二重構造のビール用ピッチャーにおいて，上縁部正面の注ぎ口以外の部分を外側に折り返して外容器の上端に接合した内容器部分である（以下，登録を受けようとする部分の意匠を「本願意匠」という。）。

3 審決の内容

(1) 要するに，本願意匠は，意匠に係る物品を「ビール用ピッチャー」とする意匠登録第1187522号の意匠（甲10。別紙図面第2）のうち，本願意匠に対応する部分（以下，この部分を「引用意匠」という。）に類似するから，意匠法3条1項3号の意匠に該当する，とするものである。

(2) 審決は，本願意匠と引用意匠とを対比し，その共通点と差異点を下記のとおり認定した。

ア 共通点

(ア) 共通点1

内容器全体は，肉薄の有底略円筒形の上部正面中央（把手の反対側）を前方に拡張して注ぎ口とし，注ぎ口を除いて上端より外側へ折り返した部分（以下「折り返し部」という。）を形成し，形態全体を透明とした態様である点。

(イ) 共通点2

内容器の折り返し部及び注ぎ口を除いた部分（以下「本体部」という。）の

外側面は、底面周縁を丸面状とし、上端に向かって次第に拡張した態様である点。

(ウ) 共通点 3

内容器の全高に対し、折り返し部上端の内径が約 1 1 分の 7 である点。

(エ) 共通点 4

折り返し部は、外側面をやや広幅でごくわずかに斜め上向きとし、下縁をわずかに拡張した略玉縁状とし、注ぎ口の左右両端から中央の折り曲げ部の下側の部分にかけて一体状に形成している点。

(オ) 共通点 5

注ぎ口は、平面視略「V」字形状であって内容器の折り返し部よりもやや前方に突出し、中央の折り曲げ部の下端が折り返し部の下端よりもやや下側である点。

イ 差異点

(ア) 差異点 1

内容器の外側面の底面周縁より上方の側方視態様について、本願意匠は、直線状であるのに対し、引用意匠は、底面周縁寄りをごく緩やかな山折り状に屈曲し、上端寄りをごく緩やかな谷折り状に屈曲している点。

(イ) 差異点 2

内容器の全高に対する折り返し部の縦幅について、本願意匠は、約 5 分の 1 であるのに対し、引用意匠は、約 7 分の 1 である点。

(ウ) 差異点 3

折り返し部の下縁の下側の接合部について、本願意匠は、ごく細幅の凹溝状であるのに対し、引用意匠は、ごく細幅の凸溝状である点。

(エ) 差異点 4

注ぎ口の態様について、本願意匠は、上端を側方視水平状とし、突端を平面視やや角張って形成しているのに対し、引用意匠は、上端を側方視やや下り傾斜状とし、突端を平面視やや角丸状に形成し、中央の折り曲げ部の傾斜を、本願意匠は引用意匠よりもやや急傾斜状としている点。

【判 断】

当裁判所は、本願意匠と引用意匠とは類似するとはいえないので、本願意匠は意匠法 3 条 1 項 3 号に該当するとした審決の認定判断には誤りがあると判断する。その理由は、以下のとおりである。

1 本願意匠と引用意匠の対比

(1) 本願意匠と引用意匠との共通点及び差異点の認定

ア 審決が共通点として認定した事項は、認定の限りにおいて、誤りはない。

- ① 内容器全体は、肉薄の有底略円筒形の上部正面中央（把手の反対側）を前方に拡張して注ぎ口とし、注ぎ口を除いて上端より外側へ折り返した部分（以下、「折り返し部」という。）を形成し、形態全体を透明とした態様である点、
- ② 内容器の折り返し部および注ぎ口を除いた部分の外側面は、底面周縁を丸面状とし、上端に向かって次第に拡張した態様である点、
- ③ 内容器の全高に対し、折り返し部上端の内径が約11分の7である点、
- ④ 折り返し部は、外側面をやや広幅でごくわずかに斜め上向きとし、下縁をわずかに拡張した略玉縁状とし、注ぎ口の左右両端から中央の折り曲げ部の下側の部分にかけて一体状に形成している点、
- ⑤ 注ぎ口は、平面視略「V」字形状であって内容器の折り返し部よりもやや前方に突出し、中央の折り曲げ部の下端が折り返し部の下端よりもやや下側である点が認められる。

イ また、審決が差異点として認定した事項は、認定の限りにおいて誤りは無い（なお、下記③で、本願意匠において、接合部の形状が、ごく細幅の凹溝状であるとの認定は、必ずしも確認できないが、結論を左右するものではない。）。

- ① 内容器の外側面の底面周縁より上方の側方視態様について、本願意匠は、直線状であるのに対し、引用意匠は、底面周縁寄りをごく緩やかな山折り状に屈曲し、上端寄りをごく緩やかな谷折り状に屈曲している点、
- ② 内容器の全高に対する折り返し部の縦幅について、本願意匠は、約5分の1であるのに対し、引用意匠は、約7分の1である点、
- ③ 折り返し部の下縁の下側の接合部について、本願意匠は、ごく細幅の凹溝状であるのに対し、引用意匠は、ごく細幅の凸溝状である点、そして、
- ④ 注ぎ口の態様について、本願意匠は、上端を側方視水平状とし、突端を平面視やや角張って形成しているのに対し、引用意匠は、上端を側方視やや下り傾斜状とし、突端を平面視やや角丸状に形成し、中央の折り曲げ部の傾斜を、本願意匠は引用意匠よりもやや急傾斜状としている点が認められる。

(2) 本願意匠と引用意匠の各意匠（部分意匠として意匠登録を受けようとする部分及びこれに対応する引用意匠の部分を中心とするが、判断に影響のある範囲で、その他の部分も含める。）の具体的態様は、以下のとおりである。

ア 本願意匠

(ア) 折り返し部

折り返し部（注ぎ口を除いた部分）は、正面視及び側面視において、（断

面図上) いずれも直線からなる内側面、頭頂面及び外側面により構成されているため、(断面図上) 交点の形状は、角張った印象を与え、丸みは帯びていない。内側面は、鉛直方向よりわずかに傾くように形成され(傾斜角度は水平に対し約85度)、また、外側面も、鉛直方向よりごくわずかに傾くように形成され(傾斜角度は水平に対し約85度)、その下縁はわずかに拡張した略玉縁状とされている。

本願意匠に係る物品は透明体であるため、折り返し部の内側面も視認することができる。そのため、正面視において、折り返し部の外側面で形成された形状として、下辺がやや長い横長の台形(上辺、下辺、高さの比が、順におおむね32対34対9)、及び、内側面で形成された形状として、上辺がやや長い横長の台形(上辺、下辺、高さの比が、順におおむね30対28.5対9)が、双方とも目視することができる態様である。折り返し部(外側面)の縦の長さは、内容器の全高の約5分の1である。

(イ) 注ぎ口

前方に突き出した注ぎ口は、正面視において、注ぎ口面と折り返し部外側面が交わることにより形成される形状が、略V字(逆二等辺三角形形状、以下「外側面V字形状」という。)を呈している。外側面V字形状の下端は、折り返し部の外側面の下縁(略玉縁状部分)であり、比較的浅く形成されている。外側面V字形状における水平幅と高さの比は、5対3であり、その下端の内角は、約80度である。正面視において、注ぎ口の突出部により中央線が表れる。

また、注ぎ口と折り返し部内側面が交わることにより形成される形状も、略V字(逆二等辺三角形形状、以下「内側面V字形状」という。)を呈している。内側面V字形状における水平幅と高さの比は、9対8であり、その下端の内角は、約60度である。正面視において、注ぎ口の突出部により中央線が表れる。内側面V字形状の下端は、深く形成されている。

上記のとおり、本願意匠に係る物品が透明体であることから、正面視において、注ぎ口は、上辺が短く浅い外側面V字形状と、上辺が長く深い内側面V字形状の二重の略V字形状が表れる。

側方視において、内容器の折り返し部よりも前方に直線的に突出しており、注ぎ口の折り返し部の上部が水平であることから、内容器の折り返し部上端は、水平な直線を形成している。また、注ぎ口の先端は角張って形成され、その角度(内角)は約67度である。

平面視において、折り返し部の中央の下部線が表れる。

イ 引用意匠

(ア) 折り返し部

折り返し部（注ぎ口を除いた部分）は、正面視（本願意匠に合わせて、注ぎ口方向からの目視を指すものとする。以下同じ）及び側方視（本願意匠に合わせて、注ぎ口方向から90度回転した方向からの目視を指すものとする。以下同じ）において、（断面図上）直線状の内側面、丸みを帯びた頭頂面、及び直線上の外側面から構成されており、角張った印象を与えない。内側面は、鉛直方向よりわずかに傾くように形成され（傾斜角度はおおむね85度と推認される。）、また、外側面も鉛直方向よりごくわずかに傾くように形成され（傾斜角度はおおむね83度と推認される。）、その下縁はわずかに拡張した略玉縁状が形成されている。

引用意匠の容器として示されている各図面によれば、引用意匠（前記のとおり、本願意匠の部分意匠として意匠登録を受けようとする部分に相当する部分）の物品は、透明体ではないことから、正面視において、折り返し部の内側面を視認することができない。そのため、折り返し部の外側面で形成される形状（玉縁状部を含む。）として、下辺がやや長い横長の台形状（上辺、下辺、高さの比が、順におおむね約3.5対3.8対6.5）のみが表れることになる。四隅はいずれも丸みを帯びており、その縦幅は内容器の全高の約7分の1である。

(イ) 注ぎ口

前方に突き出した注ぎ口の上端部は、正面視において、水平方向の直線を形成することではなく、緩やかな円弧状を呈している。

「注ぎ口面」と「折り返し部外側面」が交わる部分は、直線又は曲線を含めて、何らかの特定の形状（輪郭）を示すか否か明らかでなく、また、「注ぎ口面」と「折り返し部内側面」が交わる部分も、直線又は曲線を含めて、何らかの特定の形状（輪郭）を示すか否か明らかでない。甲10においても、特定の輪郭線は図示はされていない（材質、表面の光沢、光の当て方等によって左右されよう。）。少なくとも、本願意匠のような外側面V字形状又は内側面V字形状を呈しないことは明白である。

側方視において、折り曲げ部の上部は、直線かつ下り傾斜状（下がり勾配角度20度）である。注ぎ口の先端は角張って形成され、その角度（内角）は約70度である。また、「注ぎ口面」と「折り返し部内側面」とは、（断面図上）曲線を描いて交わっており、ひらがな「く」を傾けた形状を示している。

平面視において、注ぎ口は、手前から先端に進むに従い、曲率半径の小さい曲線、曲率半径の大きい緩やかな曲線、先端部の丸みを帯びた曲線へと変化し、直線は表れない。

(2) 本願意匠と引用意匠の類否

ア 両意匠の特徴的部分

本願意匠は、①折り返し部について、正面視及び側面視において、いずれも（断面図上）直線形状からなる内側面、頂面及び外側面により構成されていること、②本願意匠に係る物品が透明体であるため、折り返しの内側面も視認することができ、正面視において、下辺がやや長い横長の台形と上辺がやや長い横長の台形との双方を目視することができる構造となっていること、③折り返し部の縦の長さは、内容物の全高の約5分の1であり、縦に長い形状であること、④注ぎ口について、本願意匠に係る物品が透明体であるため、正面視において二重略V字形状を有し、それぞれが折り返し部上端の直線を底辺とする逆二等辺三角形を構成していること、⑤注ぎ口の側方視において、上端が水平状であり、折り返し部の上部横線の延長線上に位置し、突端を平面視やや角張って形成している点に特徴がある。

これに対し、引用意匠は、①折り返し部について、正面視及び側方視において、いずれも（断面図上）直線状の内側面、丸みを帯びた頭頂面、及び直線上の外側面から構成されており、全体として角張った印象を与えないこと、②本願意匠の部分意匠として意匠登録を受けようとする部分に相当する部分の物品は、透明体ではないため、正面視において、折り返し部の内側面を視認することができないこと（視認することができる旨の図示はされていないこと）、③下辺がやや長い横長の台形形状の四隅はいずれも丸みを帯びており、その縦幅は内容物の全高の約7分の1であって、短く形成されていること、④注ぎ口について、正面視において、内容物の折り返し部上端は、水平方向の直線を形成することはなく、緩やかな円弧状を呈しており、少なくとも、本願意匠にあるような直線的な外側面V字形状又は内側面V字形状を呈していないこと、⑤注ぎ口は、側方視において、上端をやや下り傾斜状とし、中央の折り曲げ部の傾斜は（断面図）曲線を描いて「折り返し部内側面」に連なっていること、平面視において、注ぎ口は、手前から先端に進むに従い、曲率半径の小さい曲線、曲率半径の大きい緩やかな曲線、先端部の丸みを帯びた曲線へと変化し、直線が用いられてないこと等に特徴がある。

イ 類否の判断

上記の認定に基づいて、本願意匠と引用意匠の類否を判断する。

本願意匠は、折り返し部及び注ぎ口ともに基本的に直線で形成され、全体の縦が長く、注ぎ口を大きくかつ深く、正面視において二重略V字形状を有し、これらの特徴を総合すると規則的であるが、シャープな印象を与える形状といえることができる。

これに対して、引用意匠は、注ぎ口の側方視を除いて折り返し部及び注ぎ口ともに基本的に曲線で形成され、全体の縦の長さが横の長さに比して短く、

注ぎ口が小さくかつ浅く、正面視において円弧形状を示し、平面視において、注ぎ口は、手前から先端に進むに従い、曲率半径を変化させ、曲線が多用され、これらの特徴を総合すると、不規則かつ複雑であるが、全体として柔軟で暖かな印象を与えるものといえる。

(3) 上記によれば、本願意匠と引用意匠とは、意匠に係る物品がいずれもビールピッチャーであり、いずれもその構造が内容器と外容器の二重構造を有するうちの内容器に関するものである他、注ぎ口及び折り返し部を有するという基本的な構成態様において共通する点を有するが、具体的な注ぎ口及び折り返し部の形状態様において、看者に異なる美感を与えているものというべきである。したがって、本願意匠は、引用意匠に類似するということとはできない。

(4) 被告の主張に対し

被告は、①本願意匠の物品分野において、内容器本体の外側面の底面周縁より上方の側方視態様を直線状としたものや、②外側注ぎ口の上側を側方視水平状とし、突端を平面視やや角張って形成し、中央の折り曲げ部の傾斜を急傾斜とした態様のものは、甲2、11ないし14、乙2ないし8にみられるようにありふれたものであり、看者の注意を惹くものではないと主張する。しかし、被告の主張は、以下のとおり理由がない。

すなわち、注ぎ口の上記態様は、側方視において看者の注意を惹くものであること、上記公知意匠は本願意匠と異なり、①内容器と外容器との二重構造をなすものではないこと（甲11、13、14、乙5）、②注ぎ口の端部が曲線からなるもの（甲11）、略台形状からなるもの（甲12）であること、③注ぎ口の下端が折り返し部の下部と接していないこと（甲2、12、乙2）、④注ぎ口の下斜め線が直線となっていないこと（甲14）、⑤注ぎ口の輪郭が正面視略V字形状を有するとしても、その外側に注ぎ口内部の輪郭線が示されて二重略V字形状を有するものではないこと（乙3ないし8）からすれば、本願意匠の一部について公知のものが含まれるとしても、それをもって本願意匠と引用意匠との類否の判断に影響を及ぼすものとはいえない。

2 結論

以上に検討したところによれば、本願意匠と引用意匠とは類似するとはいえず、意匠法3条1項3号に該当しないから、審決の判断は誤りであり、原告の主張する取消事由には理由がある。

よって、原告の請求を認容することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1．特許庁審査官が出願意匠に対し他人の登録意匠を引用対比して、両意匠は類似すると判断するとき、審査官は創作者の立場、換言すれば当業者の眼をもって類否を判断すべきであるとする基準を、本件判決は正に教えているといえる。けだし、ビールピッチャーという特殊な物品にあって、就中、内容器と外容器とから成る二重構造の上縁部正面の注ぎ口以外の部分を、外側に折り返して外容器の上端に接合した内容器部分という、きわめて限定的な部分に対する意匠の類否判断が要求されている事案だからである。

したがって、ここには需要者（消費者）の眼が意匠の類否判断に入り込む余地はない。しかも、本件判決が認定している事項は、出願意匠の部分形態が引用意匠の当該部分に表現されているかどうかという、正に当該物品の一部分における意匠の創作いかんの問題を実質的に取り上げているのである。ということは、両意匠についての特徴的部分とは正に創作的部分の意味であり、そこから現象としての外観を見て印象や美感が起こり、注意を引き起すことになるのである。

出願意匠と引用意匠との類否判断に際する人的基準（看者）は、このように創作者であり、当業者であることは、特に裁判所が考える問題ではなく、正に意匠法3条1項及び2項に書いてある。即ち、法3条1項柱書には、「工業上利用することができる意匠の創作をした者」とあり、法3条2項には「意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者」とあることを、文理解釈すればすむ問題である⁽¹⁾。

また、同様に類否判断に際する物的基準は、意匠の実体を構成している「創作」であって、表面現象としての美感ではない。意匠法2条1項1号が意匠の定義規定において「美感」を付加したのは、実用新案法の保護対象となる「物品の形状」の場合との違いを明らかにしたにすぎないことは、昭和34年法の立法経過を見れば明らかである。

したがって、意匠の実体の何たるかを把握した上で、この実体に根差した類否判断でなければ、意匠の類否を判断したことにはならないのである。

2．本件判決は、両意匠の類否判断において、両意匠の特徴的部分を把握するに当たって、外容器体に対する内容器体の上縁部の①折り返し部分における形態を対比したり、②注ぎ口の形態を対比し、その形状の違いを強調し、これらが看者に与える印象と美感の違いから非類似と判断していることは、ビールピッチャーという物品の部分意匠にとっては妥当といえる。

ただその前提となる事実認定において、引用意匠の構成態様について、その願書の「意匠の説明」の欄には、「本物品において外容器と内容器は、全体が透明である。」と記載しているにもかかわらず、「ただし、外容器単体及び内容

器単体を示す各図は、物品を不透明として作図している。」とことわっていることの意味を理解していないことになる。即ち、この記載の意味は、作図上は省略しているだけのことであり、両容器の全体はそれぞれ透明体であることに変わらないことを出願人はアピールしているのである。だから、審査官としては、この説明を加味して引用意匠に係る外内両容器は透明体であるから、内側面の様子は想定して見るということになるのである。

判決はこの点について、引用意匠は「②本願意匠の部分意匠として意匠登録を受けようとする部分に相当する部分の物品は、透明体ではないため、正面視において、折り返し部の内側面を視認することができないこと（視認することができる旨の図示はされていないこと）」と、逆想定しているのである。しかし、これは誤認といわれるべきであろう。

すると、この点は、意匠の図面というものに対する審査官や弁理士を含む実務者と裁判官との間に認識の違いがあるということになるだろう。

3．被告は、部分的には多数の公知意匠（登録意匠）を引用しているが、本件意匠はあくまでも「ビールピッチャー」という物品の部分に係る創作であることが前提である以上、意匠法3条2項が要求する創作力の点ではやや気になるところであるけれども、当該部分の全体を見れば、創作力は勿論、狭い範囲ではあっても新規性も認められるといえるだろう。

- (1) 「可撓伸縮ホース」事件（最高判昭和49年3月19日・判タ309号266頁）及び「帽子」事件（最高判昭和50年2月28日）はいずれも査定系審決取消請求事件であるが、その理由づけはいずれも誤りの判決であると筆者は考えている。牛木理一「意匠権侵害—理論と実際」46頁・経済産業調査会（2003）。なお、この問題については、「特許ニュース」平成21年1月22日号の「弁理士の眼」で取り上げた事件の裁判例にも関係するから、参照されたい。

〔牛木 理一〕

(別紙)

C・P

図面第1

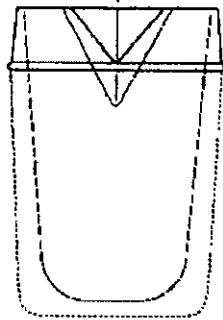
本願意匠

意匠に係る物品 ビールピッチャー

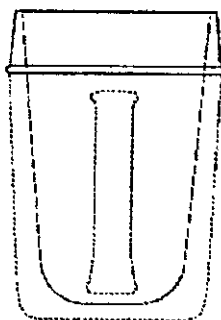
意匠に係る物品の説明 本願意匠に係る「ビールピッチャー」は、A-A線断面図に示されるように内容器と外容器の二重構造を持つもので、透明体で構成される故もあり、内・外容器に重ねて構成され二重に感得される大きな注ぎ口が特徴的である。ビールディスペンサーから直接上記注ぎ口部分にビールを注ぐと、A-A線断面図に示される大きな注ぎ口の傾斜とピッチャー内容器の形態に沿ってビールが流れ込み、ピッチャー内にクリーミーな泡を立てることができるものである。

意匠の説明 本願意匠に係る物品は透明体である。各図面において、実線で表された部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。各写真において、赤色で着色された部分以外の部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。左側面図は右側面図と対称に表れるため省略する。

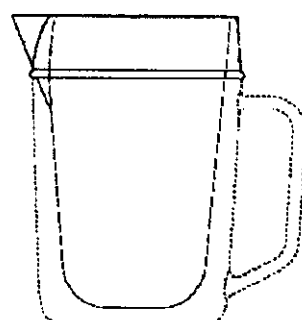
正面図



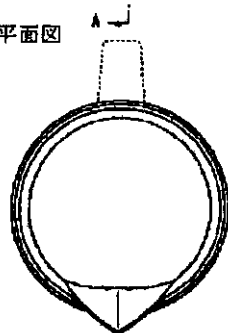
背面図



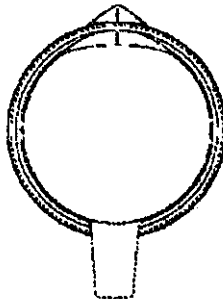
右側面図



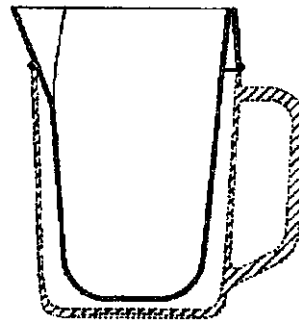
平面図



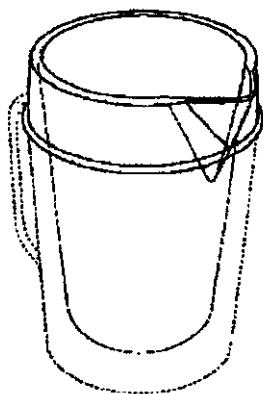
底面図



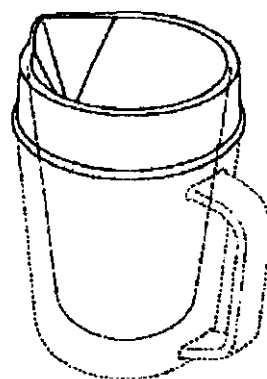
A-A線断面図



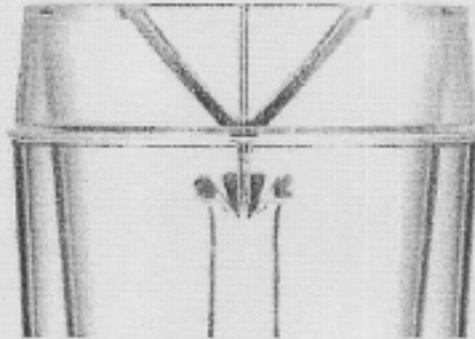
斜視図



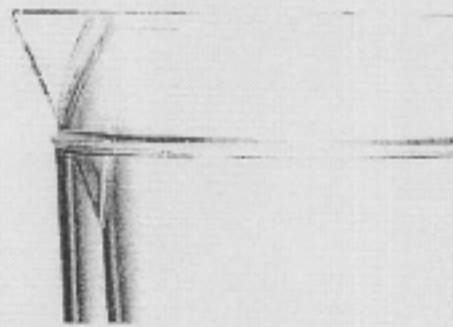
背面斜視図



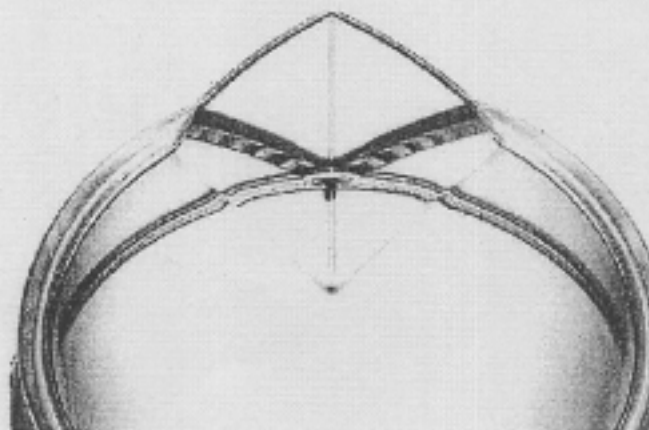
注ぎ口部を示す拡大正面図



注ぎ口部を示す拡大右側面図



注ぎ口部を示す拡大斜視図



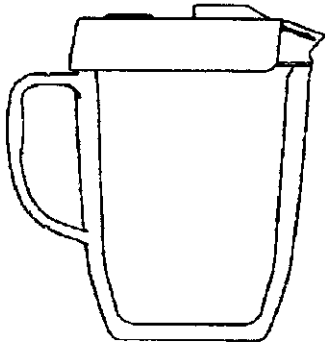
図面第2 引用意匠

意匠に係る物品 ビール用ビッチャー

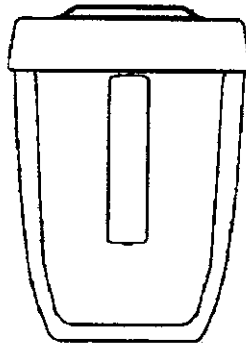
意匠に係る物品 本物品は、ビール等の飲料を約2.5リットル収容することのできるビール用ビッチャーであり、飲料の温度上昇を極力防止するため、外容器と内容器から成る二重壁構造を取り入れている。また物品上部には、異物の混入を防止してビールを注ぐ際に泡の流出を制限するための泡キリが装備され、この泡キリを「積み重ねた状態を示す参考図」のように組み合わせることで、保管時の占有面積が削減可能である。

意匠の説明 背面図は、正面図と対称に表れるため省略する。外容器の背面図は、外容器の正面図と対称に表れるため省略する。内容器の背面図は、内容器の正面図と対称に表れるため省略する。本物品において外容器と内容器は、全体が透明である。ただし外容器単体及び内容器単体を示す各図は、物品を不透明として作図している。

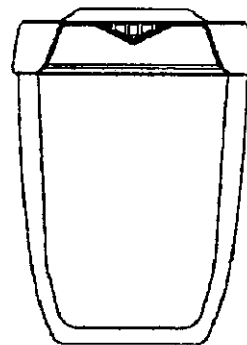
正面図



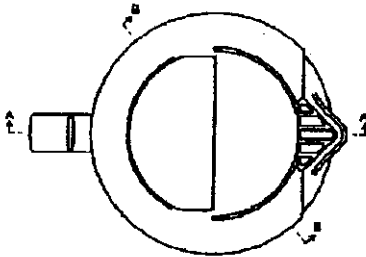
左側面図



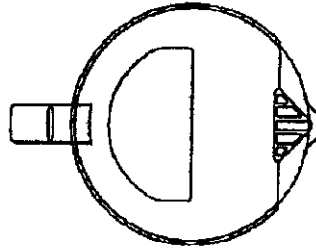
右側面図



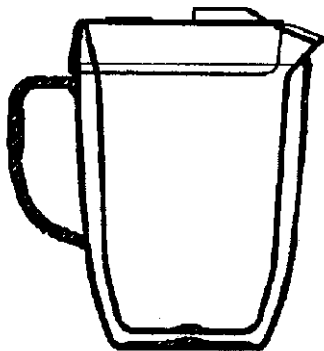
平面図



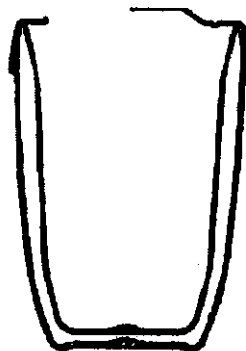
底面図



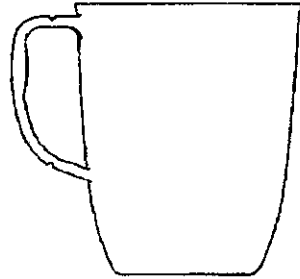
A-A断面図



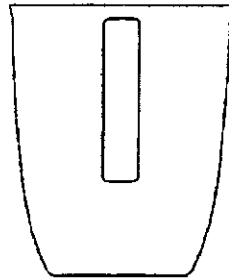
B-B端面図



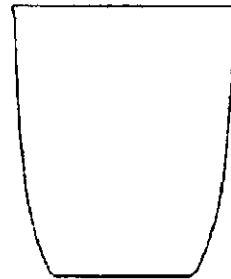
外容器の正面図



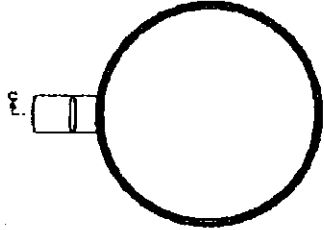
外容器の左側面図



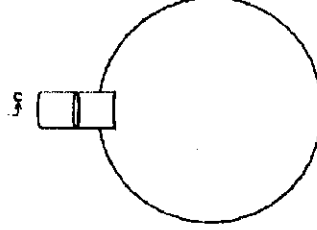
外容器の右側面図



外容器の平面図



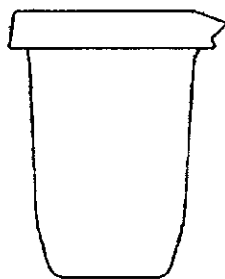
外容器の底面図



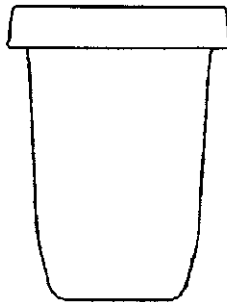
C-C断面図



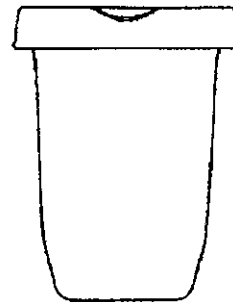
内容器の正面図



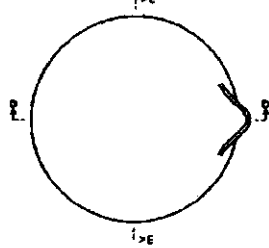
内容器の左側面図



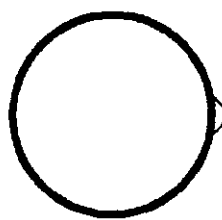
内容器の右側面図



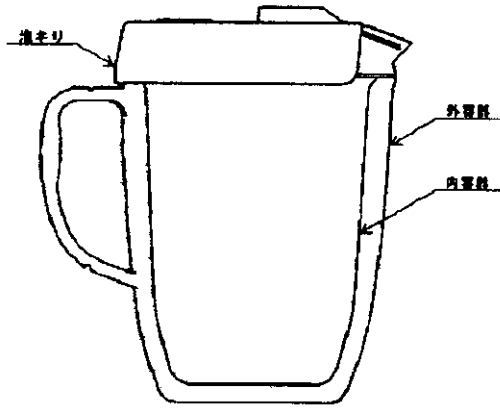
内容器の平面図



内容器の底面図



使用状態を示す参考図



積み重ねた状態を示す参考図

